

Title	御食を得る天皇：角鹿の入鹿魚と応神と
Sub Title	Emperor receives foodstuff : dolphin from Tsunuga and the Emperor Ojin
Author	森, 陽香(Mori, Yōko)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2015
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.109, No.1 (2015. 12) ,p.78- 95
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	藤原茂樹教授 松村友視教授退任記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-01090001-0078

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

御食を得る天皇

—角鹿の入鹿魚と応神と—

森 陽香

一、はじめに

本論は、神功皇后の胎中において新羅国を得、竺紫国にあれ坐した応神天皇が、忍熊王の反乱後、角鹿の地に赴いたことを伝える、『古事記』の記事を考察対象とする。

故、建内宿禰命、其の太子を率て、襖せむと為て、淡海と若狭との国を経歴し時に、高志前の角鹿に飯宮を造りて、坐せき。爾くして、其地に坐す伊奢沙和氣大神之命、夜の夢に見えて云ひしく、「吾が名を以て、御子の御名に易へむと欲ふ（以吾名、欲易御子之御名）」といひき。爾くして、言禱きて白ししく、「恐し。命の随に易へ奉らむ（随命易奉）」とまをしき。亦、其の神の詔ひしく、「明日の旦に、浜に幸すべし。名を易ふる幣を献らむ（献易名之幣）」とのりたまひき。故、其の旦に浜に幸行しし時に、鼻を毀てる入鹿魚、既に一浦に依りき。是に、御子、神に白さしめて云ひしく、「我に御食の魚を給へり」といひき。故、亦、其の御名を称へて御食津大神と号けき。故、今に氣比大神と謂ふ。亦、其の入鹿魚の鼻の血、臭し。故、其の浦を号けて血浦と謂ひき。今は都奴賀と謂ふ。（仲哀記）（以下、これを「当該伝

承」とする。)

従来説は多く、当該伝承の「易名」という行為に着目し、その意義を、成人式であるとか、太子がミソギを行い名前をいただくことも、これもまた成年式における一連の儀礼であり、上記の説話が本来語らんとした重要な部分であった。(塚口義信¹)

トコヨから喪船で渡って来た皇子がミソギをしてこの世に再生し、イザサワケノ大神の社前で神の名を自分の名としたということは、もつとも典型的な成人式の儀礼(三品彰英²)

実は太子はナの高義性、名と魚の変換関係をはつきりよみといたとして差支えなく、そのこと自体、太子の成年への到達を語るものであった。(阪下圭八³) (他⁴)

あるいは、角鹿の神の服従を語るものである、と解してきた。

神が自分の名を太子に差し上げるということ。服従帰属儀礼の申立てを意味し、太子がこれを嘉納し自分の名を神に与えて服属は完了する。(西宮一民⁵)

今までの角鹿の独立勢力としての名を棄てて、中央の大和政権から新しく名を頂くとすることになる。それは取りも直さず、角鹿の大和に対する服従の表明を意味するものではないか。(青木紀元⁶)

イザサワケの大神が自らの名を太子に献上することで、服属の意思を示したのである。(藤澤友祥⁷) (他⁸)

しかし、当該伝承は「易名」という行為の前後で大神と太子の名にどのような変化があったのかを具体的に明記せず、「易名」の実態については、次の四説が並立している。

ア) 大神と太子とが互いに名前を交換したとする説

大神には御食津大神の神号を奉り、太子は神名を取つて伊奢沙別命と名乗り給うたので、神も太子も共に御名を改められたもののやうに思はれる。(次田潤⁹)

神が自分の名を太子に差し上げるということ。(略) 太子がこれを嘉納し自分の名を神に与えて服属は完了する。(西宮

一民、前掲書注5) (他¹⁰)

イ) 「名^な」と「魚^な」を交換したとする説

ナとナを易えたいと神がいうので、名と名を易える意かと思っていれば、実は魚と名を易えることだった、と要約できる当面の話のおもしろさ(阪下圭八、前掲論注3¹¹)

ウ) 大神が太子の名を貰ったとする説

吾方名を更^{カヘ}て、御子の御名を賜はりて、吾方名にせまほしとなり、易^{カラム}は、吾方名を更^{カフ}るにて互^{タガヒ}に相易^{アヒカヘ}むとは非ず、(略) 御子の御名を易^{カヘ}むと云意は無し、(宣長『古事記伝』)

どこまでも、大神がその名を易えるのであって、御子がその名を易えることは述べていない。(青木紀元、前掲論注6) (他¹²)

エ) 太子が大神の名を貰ったとする説(「以吾名、欲易御子之御名」部分の解釈について)

神が太子の名を貰うということはおかしいことで、ここは「私の名をあなたに差上げて、あなたの名としたい。」の意に解すべきではあるまいか。(倉野憲司¹³)

神の名をもって太子が自分の名に替えること。初め「大軻和氣命」の名で登場したが、後に「品陀和氣命」と呼ばれるのを、替えた結果とみるのが一案だが、神の名と一致せず疑問が残る。太子が「伊奢沙和氣命」という名になったとみるのがわかりやすいが、それを明示する記述はない。(略、神が「御食津大神」と号けられたことについて) イザサワケという元来の名が替ったわけではない。(山口佳紀・神野志隆光¹⁴) (他¹⁵)

当該伝承の意義を成人式であると説く上掲諸説を、「易名」の解釈ア〜エに照らしてみれば、塚口・倉塚・尾崎・前川はエ説、三品・岡田・伊野部はア説、阪下はイ説に該当し、角鹿の神の服従と説く西宮はア説、青木はウ説、伊東・藤澤はエ説である。「易名」という行為の具体的な理解については全く統一を見ない諸説が、成人式あるいは服従の儀礼であると説く点では見解を一致させていて、互いの論考の関係性や読解の正当性に疑問を覚える。

当該伝承に関連する記録は、『日本書紀』（「応神即位前紀」）にも見ることができ。

一に云はく、初め天皇、太子と為りて、越国に行して、角鹿の筭飯大神を拜祭みまつりたまふ。時に、大神と太子と名を相易へたまふ（時大神与太子名相易）。故、大神を号けて去来紗別尊と謂すべし。然れども見ゆること無く、未だ詳かならず。ならば大神の本名は誉田別神、太子の元名は去来紗別尊と謂すべし。然れども見ゆること無く、未だ詳かならず。

ここで用いられている「相易」という表現は、他に次のような用例がある。

「各さちを相易へて用ゐむと欲ふ（各相易佐知欲用）」（神代記）

「我が貢物を奪ひ、因りて己が国の貢物と為し、新羅の賤しき物を以ちて相易へて、臣が国の貢物と為せり（以新羅賤物相易為臣国之貢物）」（神功皇后紀）撰政四十七年

「以為ふに、其の鳥の名を取り、各相易へて子に名けて（各相易名子）、後葉の契とせむ」（仁徳紀）元年

「神代記」の例は兄弟の海幸・山幸を取り換える意、「神功皇后紀」の例は新羅の貢物と百済の貢物をすり替える意、「仁徳紀」の例は、応神天皇が武内宿禰の子の産屋に飛び込んだ鳥の名を、逆に武内宿禰は応神天皇の子の産屋に飛び込んできた鳥の名を、それぞれ自分の子に名付ける、という内容で、いずれも「相易」の語は「交換する」意味を示している。

角鹿の伝承を記した「応神即位前紀」の筆録者にとっても、「相易」の表現は、これらの例と同様に「交換」の義に理解することが自然であったと見える。しかし「然らば大神の本名は誉田別神、太子の元名は去来紗別尊」であるという筆録者の推測を裏付ける記録が他に見えないことよって、「未詳」と筆を擱いた。そして、この「応神即位前紀」と当該伝承（仲哀記）の他に、角鹿の神と太子との交流を伝える上代の記録は無い。「仲哀記」の当該伝承は、「応神即位前紀」に照らしても「未詳」とされ、他に参照すべき資料を持たない以上、『古事記』内部から解釈の可能性を見定めてゆくより他に、考察の手立てを持たないものと見る。そこで本論は以下、当該伝承の表現を検討し、『古事記』における当該伝承の意味や位置づけを再考する。

二、「易名」のこと

上述したように、当該伝承は、大神の「以吾名、欲易御子之御名」という申し出を、太子の側が「随命易奉」と受諾したことを伝えるが、その結果として両者の名がどのように変化したのかを明示しない。当該伝承の記す固有名は、角鹿の神の「伊奢沙和氣大神」という名のみであり、応神の持つ二つの名（大軻和氣命・品陀和氣命）はここに記されていない。よってまずは、この「伊奢沙和氣大神」という名を、考察の手掛かりとする。

『古事記』において、「イザ」の名を持つ神名・人名を列挙すれば、次のようである。

伊耶那岐 伊耶那美 伊耶能真若命（崇神天皇と御真津比売命の間の子） 伊奢之真若命（応神天皇と高木之入日売の間の子） 伊奢能麻和迦王（応神天皇と葛城野伊呂売の間の子） 伊耶本和氣命（王）・伊弉本別王（履中天皇）

伊奢沙和氣大神と同じ「伊奢」の表記を持つ者は、伊奢之真若命と伊奢能麻和迦王という、応神の子に限られている。『古事記』は、神名・人名以外に「イザ」の音仮名としても「伊耶」「伊奢」の両方を用いているので、伊奢沙和氣大神・伊奢之真若命・伊奢能麻和迦王の三者のみに特定の連関があるとは即断出来ないが、伊奢沙和氣大神と交渉を持った応神の子に限って「伊奢」の名を持つことは、注意してよい。また、伊奢沙和氣大神の持つ「ワケ」の号は、神名・人名の両方に広く用いられるものであるが、『古事記』において、人名に付された「ワケ」は「和氣」もしくは「別」の表記で書かれるの¹⁶に¹⁷対し、神名に付く時は、伊奢沙和氣大神を除いてすべて「別」字に統一されている。

淡道之穗之狭別 建依別 天之忍許呂別 白日別 豊日別 建日向日豊久土比泥別 建日別 天御虚空豊秋津根別 建

日方別 大多麻流別 大戸日別神 風木津別之忍男神 天石門（戸）別神

すると「伊奢沙和氣」の表記は、神名としては孤例だが、それが「伊奢沙和氣王」「伊奢沙和氣命」等、天皇や皇族の名として書かれてあったとすれば、一般的な表記として受け取ることができるのだと考えられる。こうしたことから、資料に乏しく推測を重ねることになるが、「伊奢沙和氣」の名が、大神だけでなく、応神に関わるものとしても確かにあった可能

性を想定することができるのではないだろうか。角鹿の大神が、「伊奢沙和氣」という、神名としては特殊な表記であり応神の皇子との関連も予想し得る名を帯びていることは、この神と応神とが、角鹿の地で名について何らかの交流を持ったことを、微かながら証していると考ええる。

では、大神と太子の名は、具体的にどのようなように変化したのだろうか。当該伝承は、大神もしくは太子の「名」に対する動作を、三か所の「易」字（i・ii）によって表している。

i) 吾が名を以て、御子の御名に易へむと欲ふ（以吾名、欲易御子之御名）

ii) 命の隨に易へ奉らむ（隨命易奉）

iii) 名を易ふる幣を献らむ（献易名之幣）

i は、「以 a 欲易 b」という形の文章で、動詞「易」を軸に、「a 吾名」と「b 御子之御名」とを結んでいる。この文型は『古事記』に他例が無いが、『日本書紀』には次の類例を見る。

伊奘諾尊恨みて曰はく、「唯一児を以ちて、我が愛しき妹に替へつるかも（唯以一児、替我愛之妹者乎）」（『神代紀』第五段一書第十六）

天皇に献りて曰さく、「今より以後、是の土物を以ちて生人に更易へ（以是土物更易生人）、陵墓に樹てて、後葉の法則とせむ」（『垂仁紀』三十二年）

倭の 鳴武羅の岳に 鹿猪伏すと 誰かこの事 大前に奏す（一本に、「大前に奏す」を以ちて「大君に奏す」に易ふ。（一本、以「飲哀磨陞爾麼鳴須易飲哀枳弥爾麻鳴須」）（『雄略紀』歌謡）

「神代紀」の例は「b 我愛之妹」を失って「a 一児」が残ったという文脈、「垂仁紀」の例は「b 生人」を廃止して「a 土物」を採用すべきだという提案である。これらの「以 a 替・更易 b」という表現は、およそ「b が a になる」ことを意味している。一方「雄略紀」歌謡は、「a 大前に奏す」の箇所「b 大君に奏す」の語を充てる伝えもある、という説明で、「a の部分が b になっている」本もあるということの意味している。すると「以 a 替・更易・易 b」という文型は、「b が a に

なる」(aがbになる)という両義を表し得るものだと考えられる。そうであれば、「仲哀記」当該伝承のi「以吾名、欲易御子之御名」についても、「b御子之御名」が「a吾名」になる)、即ち太子が大神の名を貰って改名する意(上掲従來說エに該当)と、「a吾名」が「b御子之御名」になる)、即ち大神が太子の名を貰って改名する意(従來說ウ)との、二通りの解釈の可能性を孕むものであると、想定しておくのが妥当である。

なお、「易」字単独で、「交換」の意(上述した「相易」と同義)を表す例も認められる。

「我、兄と鉤を易へて、其の鉤を失ひき(我、与兄易鉤而、失其鉤)」(「神代記」)

倭建命、河より先づ上り、出雲建が解き置ける横刀を取り佩きて、詔ひしく、「刀を易へむと為ふ(為易刀)」(「景行記」)

これらによって「以吾名、欲易御子之御名」についても、例えば「以吾名、欲相易御子之御名」と表記されていた場合と同義に解し得るとすれば、吾名と御子之御名とを交換する意(従來說ア・イ)である可能性も残される。このようにiの表現は、従來說ア・エいずれにも解釈し得るものであり、意味の特定は前後の文脈理解に委ねるよりほかないものと考えられる。

iiには「随命易奉」とある。この「奉」は、夢の中で大神と対話をしている建内宿禰⑧から、「易」という動作を受ける者に対する敬語である。当該伝承では、宿禰の太子に対する行為として「仮宮を造りて、坐せき」とあり、また宿禰は大神に對しても「恐し」と述べて、太子・大神のどちらもが宿禰にとつて敬意を払うべき存在として描かれている。よつて「奉」という敬語の対象者、即ち「易」という動作を受ける者についても、太子・大神双方の可能性があり、iiの表現から「易名」の具体的な意味を見定めることは困難である。

iiiは、「猷易名之幣」という大神の言葉である。ここでは、「易」の目的語として「名」と書かれている。大神は、先に「以吾名、欲易御子之御名」(i)と述べ、神自身の名については「名」、太子の名については「御名」として、両者を区別している。これに従えば、iiiで「猷易御名之幣」ではなく「猷易名之幣」と書かれていることは、「易」の対象となった名が、太子ではなく大神自身の名であることを指し示していると、見定めることができる。大神は、このiiiの発話をした時点

で、既に自身の名が「易」されたという経験を済ませており、それを受けて、太子に幣を献ろうとしたものと解せられる。つまり、太子の名も併せて改変されたかどうかははっきりしないが、少なくとも大神の名については、何らかの変化があったことを認めるべきだと考える。よって上掲従来諸説のうち、『新編日本古典文学全集古事記』（前掲書注14）に代表されるエ説（太子が大神の名を貰ったとする説）は、太子の名のみの改変を想定し神の名については変化を認めない点で、この「献易名之幣」という表現にそぐわないものだと判断する。

このように、当該伝承には「易名」の結果が明記されず、また解釈を特定しにくい表現（i）が採られている。従来ア、エ四通りの解釈が並立してきたことは、当該伝承の表現自体の曖昧さに起因すると考えられる。よって、iiiの考察に述べたように、少なくとも大神の名に変化があったことは認めるべきだと考えるが、その時に太子の名も併せて変更されたのかどうか（即ち大神と太子とが名を交換したのかどうか）は、不明とせざるを得ない。後考を俟つ。

三、「入鹿魚」のこと

さて、大神から「名を易ふる幣を献らむ」という申し出を受けた太子が、「其の旦に浜に幸行し」たところ、浜は「鼻を毀てる入鹿魚、既に一浦に依りき。」という様子であった。はじめに挙げたように、従来説は多く「易名」という行為を重視して、角鹿における太子の一連の経験を、成人式であるとか、角鹿の神の服従を語るものであると解してきた。しかし「易名」の実態を明確に解釈し難いにも関わらず、そこから伝承全体の意義を見定めてゆく立論は、その立脚点に揺らぎがある。当該伝承後半部のイルカの件は、それが「名を易ふる幣」として大神から献じられたものである点で、「易名」と一続きの記録として読み取るべきであることは確かだが、「易名」の理解を特定できない以上、イルカを献じられたことそのものの意味について単独で考察する試みも、為されて良いと考える。

「鼻を毀てる入鹿魚」については、宣長が「悉く鼻の毀れたる所以は、大神の既に捕らしめて献り給ふ由なり、（略）さるは古へに此ノ魚を捕るには、鼻を衝てぞ捕つらむ、故レ鼻の毀れてはありしなり、」（『古事記伝』）と注して以来、一般に

「捕獲した海豚の意」(『日本古典文学大系古事記・祝詞』前掲書注13)に解されている。¹⁹⁾これに従えば、太子は、自然に浜へ打ちあがったイルカではなく、食糧とするために意図的に捕獲されたイルカ、即ちまさに「御食の魚」として準備されたイルカを、大神から受け取ったのだと理解できる。

群れをなして回遊するイルカを、食用や脂の採取等を目的として捕獲することは、縄文時代以来日本各地で受け継がれてきた、海辺の営みであった。近現代のイルカ漁の経験は、

(静岡県川奈) 番船に当たった船は午前三時ごろ出港した。(略) 日の出のころから午前九時ごろまでに、群れを発見することが多かったという。

(沖縄県名護) はえ縄漁の人が早朝網をあげに行つたときによく発見した²⁰⁾と伝え、太子が「其の旦に」浜に幸行してイルカを見つけたという当該伝承の記述に符合する。また、一面にイルカの依つた浦の様子は「其の入鹿魚の鼻の血、鼻し。」と描写されているが、イルカを捕獲した場合、一般に海辺ですぐに血抜きをし、その血が鼻をつくものであったことも、民俗生活が記憶しているところである。

(山口県青海島) 「沖切り」と称して、鯨包丁と呼ぶ独特の刃物でイルカの頭の付け根を深く切り、ついで腹を割いて一気に血抜きをする。イルカの血は、とくに女性の貧血や産後によいといわれていたので、茶碗を持ち出して沖切りをしている男に頼み、吹き出す血をそれにうけて来るという光景がよく見られた。七五歳の女性の談では、若い頃に姑が持ってきてくれたイルカの血は生温かく臭いので、鼻をつまんで飲んだが、確かに効いたという。

(沖縄県) 名護でピトウを捕りすぎると、宇茂佐の海に内臓や頭骨が流れてきてくさかった。大漁の時の城の部落はくさくて歩けなかった。(前掲書注20)

イルカの群れを発見し捕獲した、早朝の浜辺の興奮と臭気は、角鹿における太子の体験と、千年以上の時を隔てて重なるものと見える。

応神朝の頃(古墳時代中期か)あるいは『古事記』編纂時前後のイルカ漁については、確たる資料を得られない。時代を

大きく廻るが、縄文時代のイルカ漁を伝える石川県の真脇遺跡では、「イルカ骨の廃棄状態を見ると、多い場合で9頭、ふつうは5〜6頭を一度に棄てて」といると報告がある。また、「仕留められたイルカは、縄文人にとってメリットの大きい獲物」であり、「1頭で約170人前」の食肉が得られたと推定されている⁽²⁾。すると、太子が発見した「一浦に依りき」、即ち浦一面を満たすほどのイルカとは、古代人にとつて、実生活の経験を遥かに超える海幸であったと推定できる。動力船が導入された現代においても、大量のイルカを一度に捕獲することは、莫大な富をもたらす大事業であった。

(静岡県安良里) 昭和二十四年二月の漁では、三五〇〇頭以上の捕獲があり、二五〇〇万円以上の水揚げがあつたという。処分するにも二週間程かかった。

(長崎県対馬) 昭和二十三年三月、千頭を超える海豚の大群が外浅茅湾に入り込み、尾崎、今里、加志の三集落が出して捕獲した海豚捕りでは、捕獲作業に数十日を費やし、数百頭の大漁捕獲をしたと言われるが、(略) その時の海豚取入でそれまで電灯の無点灯地区であつた三集落百数十戸の初の電灯架設工事が完成したと言われる莫大な収益であつた。(前掲書注20)

これらの事例に照らしてみると、浦一面のイルカを大神が太子に献じたことは、大神にとつては、まさに「御食津大神」と号けられるに相応しい靈威の発現であり、太子にとっては、極めて豊富な海幸を受納する太子の著しい聖性を証している、と、読み取ることができる。

そして、角鹿でイルカを得た太子は、即位後も、各地の産物を繰り返し献じられている。

又、吉野の国主等(略)、吉野の白禱の上に、横白を作りて、其の横白に大御酒を醸みて、其の大御酒を献りし時に、口鼓を撃ちて、伎を為て、歌ひて曰はく(以下略)

酒を醸むことを知れる人、名は仁番、亦の名は須々許理等と、参み渡り来たり。故、是の須々許理、大御酒を醸みて献りき。(「応神記」)

ここに、海(角鹿の大神)・山(吉野の国主)・異国(須々許理)からそれぞれの産物を献じられる、応神の姿が見出され

る。応神朝の事績として、「此の御世に、海部・山部・山守部・伊勢部を定め賜ひき。」(「応神記」)と記録されることも、各地の産物を受納するという、応神の御世の特徴を伝えていると考える。⁽²⁾そして、例えば崇神天皇が

是に、初めて男の弓端の調・女の手末の調を貢らしめき。故、其の御世を称へて、初国を知らず御真木天皇と謂ふぞ。

(「崇神記」)

と言われ、「初国を知ら」した天皇であることの具体的な証明が、男女双方からの生産物の貢納によつて果たされていることに鑑みれば、応神の場合も、海・山・異国からの産物の献上は、天皇としての応神の治める世界が、海・山・そして異国まで広がりを持つようになったことを示す意義を持つと見ることが出来る。太子は、出生後初めて自らの足で訪れた角鹿の地で、まさに神の所為と感じられるほど圧倒的な量の海幸を献じられたわけであり、そのことは、即位後の国主や須々許理の所伝と併せ見る時、海・山・異国までも治めてゆく天皇としての資質を生まれながらに保有する者であることを、見事に顕したものと捉えられる。

いったいに、食物の授受ということは、『古事記』に広く描かれている。そのうち、上巻の例(国譲りの時の櫛八玉神の詞章等)は、すべて神どうしの行為であるので、いま中・下巻の例について、その行為者を確認すれば、次のようである。

(1神武) 宇沙都比古・宇沙都比売の二人、足一騰宮を作りて、大御饗を献りき。

(2神武) 其の弟宇迦斯が献れる大饗は、悉く其の御軍に賜ひき。

(3神武) 天つ神御子の命以て、饗を八十建に賜ひき。

(4垂仁) 岐比佐都美、青葉の山を飭りて、其の河下に立て、大御食を献らむとせし時に(以下略)

(5景行) 大御食を献りし時に、其の美夜受比売、大御酒盞を捧げて献りき。

(6仲哀) 是に、還り上り坐しし時に、其の御祖息長帯日売命、待酒を醸みて献りき。

(7応神) 大御饗を献りし時に、其の女矢河枝比売命に大御酒盞を取らしめて、献りき。

(8応神) 天皇、豊明を聞き看す日に、髪長比売に大御酒の柏を握らしめ、其の太子に賜ひき。

(9 応神) 吉野の国主等、(略) 大御酒を醸みて、其の大御酒を献りし時に (以下略)

(10 応神) 是の須々許理、大御酒を醸みて献りき。

(11 応神崩御後) 海人、大贄を貢りき。

(12 応神) 其の嬢子、常に種々の珍味を設けて、恒に其の夫に食ましめき。

(13 仁徳) 黒日売、其の国の山方の地に大坐さしめて、大御飯を献りき。

(14 仁徳) 是の船を以て、旦夕に淡道島の寒泉を酌みて、大御水を献りき。

(15 履中) 共に飲む時に、面を隠す大鏡に、其の進む酒を盛りき。

(16 雄略) 豊楽を為し時に、伊勢国の三重の姦、大御盞を指し挙げて献りき。

(17 雄略) 春日の袁杼比売が大御酒を献りし時に、天皇の歌ひて曰はく (以下略)

概観すると、人が神 (もしくは本牟智和気か) に食物を献じた 4 を除き、『古事記』中・下巻の食物の授受は、すべて人から人に対して為されている。また、天皇・太子に食物を渡す例が大半を占め (1 2 5 6 7 8 9 10 11 13 14 16 17)、そのほとんどの場合 (8 以外) に「たてまつる」という謙讓語 (「献」・「貢」) が用いられて、天皇・太子に食物を渡すことは、目下の者が天皇・太子を尊貴な存在として称える意味を持つ行為であると認められる。すると、伊奢沙和気大神が「幣を献らむ」と述べて太子にイルカを依せたことは、太子に対して食物を献じ謙る態度を示している点では、上掲諸例に通じるが、その献じた行為者が「大神」である点では特殊な事例だということになる。上述したように、イルカのもたらす幸は海辺の村にとって甚だ大きいものであったから、イルカの湾入に神の意志を見ようとする心意が発生することは、例えばイルカをユイモン (寄り物) と捉える沖繩の民俗にその顕著な例を認めることができるが (前掲書注 20)、『古事記』においては、神が天皇や太子に食物を献じることとは、異例なことだと考えられる。

一方、イルカを発見した太子は、大神に対して、「我に御食の魚を給へり」と述べている。「給ふ」の語は、目上の者が目下の者に物品を与える意の尊敬語であるから、この言葉によって、イルカを与えてくれた大神を太子が尊んでいる様子が認

められる。上掲した、天皇・太子が食物を献じられる諸例のうち、献上者に対して天皇・太子が「給へり」等と述べ、敬意や謝意をはつきりと表した例は無い。すると角鹿の伝承は、「大神」が太子に対してイルカを献じただけでなく、太子はそれを大神から「給」わったものだとして理解して、食物の授与者と受納者とが、互いに相手を敬うべき存在として認め合っている点にも、特徴があると言える。

四、神と天皇——まとめにかえて——

『古事記』中巻は、従来多く、天皇が神とのかかわりを保つ御代であると指摘されてきた。

中巻における「人の代」の物語は、まだ神と人との交渉が極めて深く、人が神々から十分解放されていない、言わば神話的、宗教的な色彩に富んでいる物語が多い。(倉野憲司、前掲書注13)

中巻では(略)各天皇は神と深い関係にあって、神の啓示によって政治を行うという体質として叙述されている。(西宮一民、前掲書注5)

神威から自立し得ぬ人間の時代が中巻の時代であり、神威によって王権の根源の地が定まり外延が極限まで拡大したことを語るのが中巻なのであった。(金井清一)⁽²³⁾

角鹿の伝承も、太子と伊奢沙和気大神との交流を伝える点で、およそこれらの指摘のうちに収まるものと考えられるが、両者の関わりについてより具体的な考察を試み、まとめに代えたい。

中巻における、神と天皇との交渉は、まず「神武記」に、一つのまとまった傾向を認める。すなわち、神武天皇が東征の途次に遭遇した国つ神の槁根津日子・石押分之子、天にあって東征を助ける天照大神・高木神・建御雷神、さらに天降った邇芸速日命は、天皇に対して抗うことなく、初めから天皇を補佐する意思を持ち、自ら進んで帰順している。

(18神武) 亀の甲に乗りて釣を為つつ打ち羽挙り来る人(略)、「僕は、国つ神ぞ」(略)「仕へ奉らむ」とまをしき。

(19神武) 「天照大神・高木神の二柱の神の命以て(略)、「汝建御雷神、降るべし」とのりたまふ。」

(20神武) 「僕は、国つ神、名は石押分之子と謂ふ。(略) 参る向へたらくのみ」とまをしき。

(21神武) 邇芸速日命、参る赴きて(略)、即ち天津瑞を献りて、仕へ奉りき。
これに対し、神武以後の神は、多く、荒ぶる神として言向けられ征伐される、

(22神武) 其の熊野の山の荒ぶる神、自ら皆切り仆さえき。(略) 如此荒ぶる神等を言向け平げ和し、伏はぬ人等を退け撥ひて、畝火の白禰原宮に坐して、天の下を治めき。

(23景行) 小碓命は、東西の荒ぶる神と伏はぬ人等を平げき。(略) 然くして、還り上る時に、山の神・河の神と穴戸神とを皆言向け和して、参る上りき。(以下、「山河の荒ぶる神」や「坂の神」を言向け、打ち殺す。)

あるいは、天皇・御子の安寧を阻害し、祭祀を受けた後に鎮まる、といった性格を示す。

(24崇神) 此の天皇の御世に、役病多た起りて、人民尽きむと為き。(略) 即ち意富多々泥古命を以て、神主と為て、御諸山にして、意富美和之大神の前を拝み祭りき。(略) 此に因りて、役の氣、悉く息み、国家、安らげく平けし。

(25垂仁) 御子、八拳鬚の心前に至るまで、真事とはず。(略) ふとまに占相ひて、何れの神の心ぞと求めしに、爾の崇りは、出雲大神の御心なりき。(略) 是に、覆奏して言ひしく、「大神を拝みしに因りて、大御子、物詔ひき。」

(26景行) 走水海を渡りし時に、其の渡の神、浪を興し、船を廻せば、進み渡ること得ず。爾くして、其の后(略)、波の上に敷きて、其の上に下り坐しき。是に、其の暴浪、自ら伏ぎて、御船、進むこと得たり。

また、もし対応を誤れば、神々は倭建命を或わし、仲哀天皇の命を奪うという、強烈な靈力を顯示する。

(27景行) 是に、大水雨を零して、倭建命を打ち或はしき(此の白き猪と化れるは、其の神の使者に非ずして、其の神の正身に当たれり。言拏せしに因りて惑はさせしぞ)。

(28仲哀) 天皇、(略) 御琴を押し退け、控かずして、黙し坐しき。爾くして、其の神、大きに忿りて詔ひしく、「(略) 汝は、一道に向へ」とのりたまひき。(略) 即ち火を挙げて見れば、即に崩りまし訖りぬ。

神功皇后がこの後新羅親征に成功したことは、まず神の欲求に従った結果であり、無条件に天皇を支える「神武記」18〜21

の神々の姿とは、その質を異にすると見える。

(29 仲哀)「天神・地祇と、亦、山の神と河・海の諸の神とに、悉く幣帛を奉り、我が御魂を船の上に坐せて(略)度るべし」とのりたまひき。故、備さに教へ覚ししが如く、軍を整へ船を双べて、度り幸しし時に、(略)順風、大きに起り、御船、浪に従ひき。

以上を概観すると、神功皇后以前に現れる神々は、^①自ら天皇に帰順する(18～21)、^②言向けられ征伐される(22、23)、^③要求した祭祀の達成後に鎮まりあるいは助力する(24、25、26、29)、^④厳しい威力を突きつける(27、28)、といった特徴を持つ。^⑤^⑥は、自発的な帰順であるか征伐されるかという違いはあるが、結果的に天皇の意思に神々が従った事例であり、天皇の方が神に対して優位な力関係を示している。対して^⑦^⑧は、神の意思に沿って天皇が祭祀を行う必要に迫られ、ある場合には命を奪われる点で、神の側に優位性があると見える。神功皇后以前において神と天皇とが接触を持つ場合、必ずその両者の立場には上下の差別が意識されている。

それに対し、「仲哀記」末尾に記された角鹿の大神と太子とは、^⑨～^⑩いずれにも該当しない特殊な関係を築いている。即ち、大神が自らの欲求を告げる点は上掲24、25、29の諸例に同じいが、伊奢沙和氣大神は、役病を流行らせ(24)、御子の言葉を奪い(25)、仲哀天皇を死に至らしめる(28)といった災厄を及ぼさず、ただ名を易えたいと申し出ていて、このような神の姿は他に類を見ない。また、神からの食物の献上ということは当該伝承が唯一のものである(前章参照)が、伊奢沙和氣大神が「名を易ふる幣を献らむ」と述べたことは、土地の神が自ら天皇に謙っている点では、18、20の国つ神の態度に通じるものであるかに見える。しかし、帰順を承諾した神々に対して天皇が敬意を表す例は無く、伊奢沙和氣大神に「御食の魚を給へり」と述べた太子の態度は異例である。神功皇后以前においては、神と天皇との立場に上下の別がふまえられている^⑪。たのに対し、伊奢沙和氣大神と太子とは、互いに「献」「給」の語によって相手を敬い合うという、対等な関係を築いている^⑫。

そして「仲哀記」以後、天皇と神とが直接対峙するのは、「雄略記」の、一言主大神の場面である。

天皇の葛城山に登り幸しし時に、(略) 向へる山の尾より、山の上に登る人有り。(略)「吾は、悪しき事なりとも一言、善き事なりとも一言、言ひ離つ神、葛城之一言主之大神ぞ」といひき。天皇、是に、惶り畏みて白さく、「恐し、我が大神。うつしおみに有れば、覚らず」と、白して、大御刀と弓矢とを始めて、百官の人等が服たる衣服を脱かしまして、拝み献りき(拝献)。爾くして、其の一言主大神、手打ちて其の奉り物を受けき。故、天皇の還り幸す時に、其の大神、山の末を満てて、長谷の山口に送り奉りき(於長谷山口送奉)。

ここでは、山中に出会った行列が一言主大神であることを知った天皇が、大神を「恐し」「拝み献りき」と敬うのに対し、大神の側も、還幸する天皇を「送り奉」ったと記されている。大神と天皇それぞれの行為が、どちらも「献」「給」「奉」という、相手に対する敬語表現を用いて記録されていることは、角鹿の伊奢沙和氣大神と太子とが、互いに「献」「給」の言葉⁽²⁶⁾を贈り合つたことと、事情を同じくする。そうであれば、神と天皇(太子)とが、立場に優劣の別を設けず対等な交流を持つことは、『古事記』において、応神の角鹿の伝承を孤例とするものではなく、応神に始まって下巻の雄略へと引き続いてゆく、神と天皇との新たな関係性として捉えることができる。伊奢沙和氣大神の伝承は、その前半部にあたる「易名」の解釈に不明瞭な部分を残しているが、全体として、豊富な海幸の貢納を受ける応神の聖性を海の香り強く証すると共に、神と天皇との関係が応神の御世に至って新たな段階に入ったことを示していると考ええる。

注

- (1) 塚口義信『日本書紀』応神天皇即位前紀の「二云」について」古代文化23—11一九七一年(同著『神功皇后伝説の研究』創元社一九八〇年再録)
- (2) 三品彰英『三品彰英論文集(四) 増補日鮮神話伝説の研究』平凡社一九七二年
- (3) 阪下圭八「魚と名を易えた話」月刊百科275—一九八五年

- (4) 岡田精司「継体天皇の出自とその背景」日本史研究128一九七二年、倉塚暉子「オキナガタラシヒメの物語(上)」文学42―8一九七四年、伊野部重一郎「応神天皇と氣比大神の名前交換伝承について」神道学115一九八二年(同著「記紀と古代伝承」吉川弘文館一九八六年再録)、尾崎知光「氣比大神の名易の物語」『国語国文学論叢』群書一九八八年所収、前川治「古事記」仲哀天皇段の「名易え」説話」花園大学国文学論究25一九九七年等。
- (5) 西宮一民「日本古典集成古事記」新潮社一九七九年
- (6) 青木紀元「角鹿・氣比」福井大学国語国文学21一九七九年
- (7) 藤澤友祥「氣比の大神」古代研究41二〇〇八年
- (8) 伊東肇「角鹿・若狭の物語」立教高等学校研究紀要10一九七九年
- (9) 次田潤「古事記新講」明治書院一九四二年(修正三十七版)
- (10) 三品彰英前掲書注2、岡田精司前掲論注4、青木和夫・石母田正・小林芳規・佐伯有清「日本思想大系古事記」岩波書店一九八二年、伊野部重一郎前掲論注4、橋本雅之「夢に顕れる神」大美和108二〇〇五年、青山千紘「古事記」氣比大神の「易名」考」国文112二〇〇九年等。
- (11) なお、阪下説以前に「名」と「魚」が同音であることに注意した論に、吉井巖「応神天皇の周辺」『天皇の系譜と神話(一)』塙書房一九六七年所収、三品彰英前掲書注2がある。また西郷信綱は、阪下説を示した上で「この神が名を易えたと告げたのは実は御食の魚をくれるとの意に他ならなかった」と述べるが、魚と名の「交換」という理解は明記されていない(『古事記注釈(三)』平凡社一九八八年)。
- (12) 大久間喜一郎「仲哀天皇記の構成」明治大学教養論集268一九九四年
- (13) 倉野憲司『日本古典文学大系古事記・祝詞』岩波書店一九五八年
- (14) 山口佳紀・神野志隆光「新編日本古典文学全集古事記」小学館一九九七年
- (15) 神田秀夫・太田善磨『日本古典全書古事記(下)』朝日新聞社一九六三年、塚口義信前掲論注1、荻原浅男・鴻巣隼雄『日本古典文学全集古事記・上代歌謡』小学館一九七三年、倉塚暉子前掲論注4、伊東肇前掲論注8、次田真幸『古事記(中)』講談社一九八〇年、尾崎知光前掲論注4、前川治前掲論注4、藤澤友祥前掲論注7等。
- (16) 伊耶Ⅱ「開化記」に「伊耶河」、「応神記」歌謡に「伊耶古杼母」・「伊耶佐佐婆」。
- 伊奢Ⅱ「景行記」に「伊奢合刀」、「仲哀記」歌謡に「伊奢阿芸」。

(17) 「和氣」＝建豊波豆羅和氣王、品牟都和氣命、大帯日子淤斯呂和氣命、大軻和氣命等。

「別」＝速総別命、水鹵別命、市刃忍鹵別王、袁祁之石巢別命等。

なお、大江之伊耶本和氣命＝伊弉本別王等、同一人物が和氣・別兩用に書かれる場合もある。

(18) 従来、「夜の夢に見えて云ひしく（見於夜夢云）」と書かれていて、「御夢」とはされていないことよって、太子ではなく建内

宿禰の見た夢であると解されている（宣長『古事記伝』、『新編日本古典文学全集古事記』前掲書注14等）。

(19) 他、中島悦次『古事記評釈』山海堂出版部一九三〇年、次田潤『古事記新講』前掲書注9、『日本古典全書古事記』前掲書注15、

尾崎暢殃『古事記全講』加藤中道館一九六六年、『日本思想大系古事記』前掲書注10等にも、およそ同様の説を見る。

(20) 谷川健一編『日本民俗文化資料集成（十八）鯨・イルカの民俗』三一書房一九九七年

(21) 真脇遺跡縄文館編『新図説真脇遺跡』能登町教育委員会二〇一三年

(22) 部の設置と「応神記」諸伝承との関わりについて、『新編日本古典文学全集古事記』（前掲書注14）は「四つの部があるが、「伊

勢部」は伊勢の海部をいうのだから、結局、山と海と大きく二つになる。（略）天皇の世界の制度化がここで完成される。その

証として吉野の国主と海人との大贄の話がある。」と注するが、海人の大贄の話は応神崩御後のものであり、且つ、大雀命と宇

遅能和紀郎子とは互いに譲り合い、その大贄を受納しないのであるから、海と関わる応神の事績は、太子時代の角鹿の伝承に求

めるべきだと考える。

(23) 金井清一「上・中・下巻の構成と意味」歴史読本二〇〇六年九月号

(24) なお「仲哀記」歌謡に「少御神」が見えるが、少御神と太子とが直接対峙したわけではないので、本論18～29に挙げた諸例とは

異質なものと認め、例外とする。

(25) はじめに述べたように、当該伝承の意義を、太子に対する大神の服従として解する説がある。しかし太子の述べた「給へり」の

語には、大神に対する敬意が含まれ、服属した相手に対する返答として不適切である。ここは、食物の授受を語る『古事記』の

他例とは異なり、太子と大神とが互いに敬意を以て対峙する、対等な関係として読むべきだと考える。

(26) 「雄略記」一言主大神条については、既に毛利正守「うつしおみ」と「うつせみ・うつそみ」考（『萬葉語文研究（十）和泉

書院二〇一四年）に、「天皇のほうに、一言主大神に対して「白して」「拝み献りき」といった謙讓の語が用いられているが、一

方、「長谷の山口に送り奉りき」と一言主大神のほうにも天皇に対して謙讓の語が用いられていて、両者が対等なかたちで話し

の終末を迎えている」という指摘がある。